



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *28 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (循環型社会推進課) 2

○ 告示

- 470 指定納付受託者の指定 (福祉保健総務課) 3
 471 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 4
 472 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (") 4
 473 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(") 4
 474 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 5
 475 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 5
 476 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 6
 477 指定自立支援医療機関の指定 (") 6
 478 " (") 6
 479 指定自立支援医療機関の変更 (") 6
 480 " (") 7
 481 " (") 7
 482 " (") 7
 483 " (") 7
 484 " (") 7
 485 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 8
 486 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 9
 487 保安林予定森林 (") 9
 488 " (") 10
 489 " (") 10
 490 " (") 10
 491 " (") 11
 492 知事管理漁獲可能量の設定 (資源管理課) 11
 493 レプリカサーバ(運転者管理)構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する
者に必要な資格等 (警察本部) 12

○ 人事委員会告示

- 9 令和5年度和歌山県職員採用I種試験の実施 15

○ 公安委員会告示

- 11 少年指導委員の委嘱 20

○ 公告

- 和歌山県水上オートバイ航行適正化に関する条例によるオートバイの乗り入れ又は航行を規制
する水域の指定予定 (港湾空港振興課) 20
 入札公告 (警察本部) 21

○ 正誤

令和4年7月8日付け和歌山県報第326号和歌山県選挙管理委員会告示第53号中

..... 24

規 則

和歌山県規則第28号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(宅地造成等規制法等の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 <u>別表第3の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（次項において「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた場合にあっては当該公示の日の前日）までの間に限り、同表中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」とする。</u></p> <p>4 <u>別表第4の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日（新法第10条第4項の規定による公示がされた場合にあっては当該公示の日の前日）までの間に限り、同表中「宅地造成等規制法施行令」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令」とする。</u></p> <p>別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～4 略 5 <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌に該当する土砂等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものに対するこの表の適用については、同表1,4-ジオキサンの項に限り適用する。</u> <u>(1) 当該土砂等が土壌汚染対策法第16条第1項に規定する要措置区域等内の土砂等であることが確認できること。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～4 略</p>

- (2) 当該土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われる場合又は当該土砂等が土砂等の埋立て等の用に供する土地の表土である場合にあっては、土地の形質の変更に当たりこの表の左欄に掲げる項目に係る物質(1,4-ジオキサンを除く。)の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられるものであること。
- (3) (2)の場合において、当該土砂等により人の健康の保護及び生活環境の保全に支障が生ずるおそれがないと認められるものであること。

別記第11号様式(第16条関係)
土砂等搬入届出書

略

略
添付書類
1 略
2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これら書面の添付を省略することができる。
3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項第2号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面
4 <u>産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第1備考5の規定の適用を受ける場合にあっては、当該土砂等が土壤汚染対策法第16条第1項に規定する要措置区域等内の土砂等であることを証明する書面</u>

略

別記第11号様式(第16条関係)
土砂等搬入届出書

略

略
添付書類
1 略
2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第15条第4項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これら書面の添付を省略することができる。
3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第15条第4項第2号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の次に2項を加える改正規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第470号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、令和5年3月15日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

2 指定納付受託者が納付する歳入等

災害時支援寄附金（指定納付受託者が提供する決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

指定納付受託者が提供する決済基盤を利用する納付方法

和歌山県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401453	ブルーレオ合同会社	Leoサポート	和歌山県海南市山崎町三丁目2番4	訪問介護	令和5.4.1	令和11.3.31
3071701092	株式会社Nouvel espoir	すみれ訪問介護事業所	和歌山県紀の川市桃山町元873番地	訪問介護	令和5.4.1	令和11.3.31
3072201910	株式会社栄幸	ケア・クラフトいなり	和歌山県田辺市稲成町186番地 ヴィラYS201号室	訪問介護	令和5.4.1	令和11.3.31

和歌山県告示第472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062590140	串本町	くしもと町立病院訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台691番地7	介護予防訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31

和歌山県告示第473号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061790147	社会医療法人三車会	訪問看護ステーションみくるま	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423-3	訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31

				介護予防訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
3061890137	株式会社PrimaS	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	和歌山県岩出市今中127番地の6	訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
				介護予防訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
3062190099	株式会社サンライズ	訪問看護ステーションふらっと	和歌山県日高郡みなべ町塚474-2	訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
				介護予防訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
3062590157	株式会社H&M	南紀訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡太地町太地4200番地4	訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
				介護予防訪問看護	令和5.4.1	令和11.3.31
3071601540	社会福祉法人恩賜財団済生会支部和歌山県済生会	ショートステイ潮光園(従来型)	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2343番地1	短期入所生活介護	令和5.4.1	令和11.3.31
				介護予防短期入所生活介護	令和5.4.1	令和11.3.31
3071701100	社会医療法人三車会	介護老人保健施設みくるま	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖936-3	訪問リハビリテーション	令和5.4.1	令和11.3.31
				介護予防訪問リハビリテーション	令和5.4.1	令和11.3.31

和歌山県告示第474号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052500117	放課後等デイサービスホワイトキャンパス	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮96-14	放課後等デイサービス	株式会社Lyen	東京都中央区銀座一丁目12番4号 N&EBL D.7階	令和5.4.1

和歌山県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250779	就労移行支援事業所UROBOROS	田辺市目良24番33号	就労移行支援	特定非営利活動法人晴嵐会	和歌山市松江北一丁目1-34	令和5.4.3

和歌山県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310269	訪問介護ステーションはずみ	伊都郡かつらぎ町笠田東72-3	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	特定なし	HAZUMI株式会社	伊都郡かつらぎ町丁ノ町84-11	令和5.4.1

和歌山県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社ハッピーライフ	和歌山市金谷206-6	訪問看護ステーションひとつ	令和5.4.1

和歌山県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社サンブリッジ	岩出市吉田317番地9	訪問看護ステーションみちラボ和歌山	令和5.4.1

和歌山県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口町名古曾916-4	医療機関の名称	スズラン薬局橋本店	さくら薬局橋本高野口店	令和5.3.1

和歌山県告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	医療機関の名称	スズラン薬局笠田店	さくら薬局伊都笠田東店	令和5.3.1

和歌山県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラクミン1階	医療機関の名称	スズラン薬局九度山店	さくら薬局伊都九度山店	令和5.3.1

和歌山県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口名古屋916-4	医療機関の名称	スズラン薬局橋本店	さくら薬局橋本高野口店	令和5.3.1

和歌山県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	医療機関の名称	スズラン薬局笠田店	さくら薬局伊都笠田東店	令和5.3.1

和歌山県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンプラクミン1階	医療機関の名称	スズラン薬局九度山店	さくら薬局伊都九度山店	令和5.3.1

和歌山県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン橋本店
和歌山県橋本市東家六丁目330番3外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月23日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,513㎡
- 駐車場の収容台数
108台
- 駐輪場の収容台数
27台
- 荷さばき施設の面積
60.0㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
12.8㎡
- 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和5年3月22日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
橋本市経済推進部産業振興課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年4月11日から同年8月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第486号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字下ノ前327の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第487号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字不動ノ尾605の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第488号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字柳垣内569
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字西原字小畑148の1、155、字大熊388、390の1、391、392
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字西原字小畑148の1（次の図に示す部分に限る。）、字大熊388・391（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第490号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字猿山谷190の1、字ワラビ谷303
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第491号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷1004（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第492号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに係る令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和5年3月30日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県するめいか漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、令和5年農林水産省告示第365号において定められた和歌山県に係る都道府県漁獲可能量に規定する現行水準をいう。

和歌山県告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）都道府県警察に設置された利用端末と警察庁のサーバとを接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日稼働するサーバ機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社

更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(コ)の書類についてはシステム貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月11日（火）から同月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で交付を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月11日（火）から同月26日（水）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和5年4月11日（火）から同年5月2日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月2日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月25日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年6月2日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月6日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

令和5年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

令和5年4月11日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	70人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		3人程度	警察本部等における事務
技術系職種	情報職	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。
	総合土木職	20人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
	建築職	4人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
	化学職	1人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
	農学職	11人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
	林学職	7人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
	水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年6月18日（日） 午前9時20分	和歌山市 田辺市	令和5年6月30日（金）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	【一般行政職通常枠】 （個別面接①） 令和5年7月12日（水） から同月19日（水）ま での間で指定する1日 （個別面接②） 令和5年8月2日（水）か ら同月9日（水）までの 間で指定する1日	和歌山市	令和5年8月25日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 （個別面接） 令和5年7月10日（月） 又は同月11日（火）の いずれか指定する1日		令和5年8月10日（木）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【警察事務職、技術系 職種】 （個別面接） 令和5年7月12日（水） から同月19日（水）ま での間で指定する1日		

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職通常枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力 試験 （択一式） ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎 英語	1時間
	専門試験 （択一式）	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目（法律、経済、総合A及び総合B）から1科目を選択 する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又 は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	2時間
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,2 00字程度）	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回）	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	120点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	専門試験 (択一式)	180点	前記(1)の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	論文試験	200点 ※2	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
	アピール論文試験	700点	力を入れて取り組んだ内容とその過程で培った意欲・行動力・精神力をアピールする論文試験(原稿用紙3枚1,200字以内、申込時に提出)	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) 警察事務職、技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (警察事務職) 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。(択一式) (総合土木職) 45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。(択一式) (情報職A・B) 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) (その他の試験区分) 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	論文試験	200点 ※2	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(4) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目（論文試験を除く。）の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験（論文試験を含む。）を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学職		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度和歌山県職員採用I種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」に掲載している自己紹介書様式をダウンロードし、第1次試験日までに自己紹介書を作成した上で試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年5月11日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、第1次試験アピール論文を別途、令和5年5月19日（金）まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。

また、封筒の表に「I種試験アピール論文在中」と朱書し、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和5年4月18日（火）午前10時から同年5月19日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。
ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和6年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、201,285円（令和5年4月1日現在において一般行政職であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、経歴に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般行政職及び警察事務職（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和5年4月11日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 退職した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
川端崇夫	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内

2 委嘱した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
住野次男	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内

公 告

公 告

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）の指定をしようとしているので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、条例第6条第1項の規定により指定しようとする規制水域について、同条第5項の規定による知事への意見書の提出は、4により行うことができる。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域の指定をしようとする水域の名称

和歌山県片男波ビーチ規制水域

2 規制水域の指定予定年月日

令和5年7月1日（土）

3 規制水域の指定をしようとする水域の範囲

和歌山県片男波ビーチに隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所（以下「縦覧場所」という。）に備え置いてこの公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供する。

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、令和5年4月11日（火）から同年5月10日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に縦覧場所において受け付ける。郵送による場合は、令和5年5月10日（水）の午後5時までに縦覧場所に必着するように提出すること。）

- (2) 提出期限の日時
令和5年5月10日（水）午後5時
- (3) 提出先
縦覧場所

入札公告

レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度
令和5年度から令和10年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量
レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間
- ア レプリカサーバ（運転者管理）構築委託業務
契約日から令和6年3月31日までの間
- イ レプリカサーバ（運転者管理）賃貸借業務（システムの保守を含む。）
令和6年1月1日から令和10年12月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
レプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和5年和歌山県告示第493号に規定するレプリカサーバ（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）
和歌山市西1番地
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110（内線343）
- (2) 期間
令和5年4月11日（火）から同月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
- イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月11日（火）から同月26日（水）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年6月7日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月6日（火）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of the Drivers management replica server, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 7 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 6 June 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
 Police Administration Department Finance Section
 1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
 TEL : 073-423-0110
 FAX : 073-423-0120

正 誤

正 誤

令和4年7月8日付け和歌山県報第326号和歌山県選挙管理委員会告示第53号中その他の政治団体の表（法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体に係る部分に限る。）は誤りにつき、次のように訂正する。

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	公職の候補者の氏名	公職の種類（第2号）	届出年月日
谷口たかひろと和歌山の未来をつくる会	谷口尚大	谷口尚大	田辺市下屋敷町7-62 第三大光ビル1F	参議院議員	谷口尚大	参議院議員	令和4.6.13